給付」を加え、同号ヘ中「私立学校教職員共済法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法（平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法をいう。以下同じ。）の長期給付に関する規定による年金たる給付」に改め、同号ト中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第二項第一号中「又は国民年金手帳（年金手帳又は国民年金手帳を添えることができないときは、その事由書）」を「その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」に改め、同項第八号中「公的年金給付」の下に「（厚生労働大臣が支給するものを除く。）」を加え、「当該給付」を「当該公的年金給付」に改め、同条第五項中「又は」を「、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法（平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正前の法をいう。以下同じ。）第四十四条の三第一項又は」に改め、同条第六項中「法第四十四条の三第一項」の下に「又はなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第四十四条の三第一項」を加え、同条第八項中「法附則第十三条の四第一項」を「法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間（以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。）に係る法附則第十三条の四第一項」に、「各項」を「第一項から第三項まで」に改め、同条に次の二項を加える。

11　老齢厚生年金の受給権者が法第四十六条第一項に規定する国会議員又は地方公共団体の議会の議員（以下「国会議員等」という。）である期間（老齢厚生年金の受給権を取得した日以後の期間に限る。）を有するときは、第一項の請求書に、第三十二条の三第一項各号に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

12　前項の書類には、第三十二条の三第二項に規定する書類を添えなければならない。ただし、前項の書類に相当の記載を受けたときは、この限りでない。

第三十条の二第一項中「改正前の老齢厚生年金（」の下に「厚生労働大臣が支給するものに限る。」を加え、同条第三項第二号中「特別支給の老齢厚生年金の年金証書」を「年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」に改め、同項第三号中「公的年金給付」の下に「（厚生労働大臣が支給するものを除く。）」を加え、「当該給付」を「当該公的年金給付」に改める。

第三十条の三第一項第七号中「第四十四条の三第一項」の下に「又はなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第四十四条の三第一項」を加え、同条第二項第二号中「老齢基礎年金の年金証書」を「年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」に改め、同項第三号中「老齢基礎年金」を「厚生労働大臣が支給するもの」に、「当該給付」を「当該公的年金給付」に改め、同条第四項中「第十項まで」を「第十二項まで」に改める。

第三十条の四第一項中「又は」を「、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第四十四条の三第一項又は」に改める。

第三十条の五第一項中「法第三十八条第二項」の下に「又はなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第三十八条第二項」を加え、同項第四号中「のうち法又は旧法による年金たる給付、国民年金法による遺族基礎年金及び障害を支給事由とする年金たる給付（受給権者が六十五歳に達していないときは死亡を支給事由とするものを含む。）」を削り、同条第二項第二号中「老齢厚生年金の年金証書」を「年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」に改め、同項第三号及び第四号中「年金たる給付」の下に「（厚生労働大臣が支給するものを除く。）」を加える。

第三十条の五の二第二項中「国家公務員共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国家公務員共済組合法」に改め、同項第一号中「法又は」を「法による年金たる保険給付（厚生労働大臣が支給するものに限る。）又は」に改め、同項第四号及び第五号中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

第三十条の五の三第三項中「国家公務員共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改める。

第三十条の六中「標準報酬月額等の」を「標準報酬月額の」に、「標準賞与額等」を「標準賞与額」に改める。

第三十一条の二第一項第四号中「掲げる給付」の下に「又は平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令（平成二十七年政令第三百四十二号）第一条の規定による改正前の令（以下「平成二十七年改正前の令」という。）第三条の七に掲げる給付（以下「令第三条の七に掲げる給付」という。）」を加え、同条第二項中「達する場合であつて、」の下に「当該特別支給の老齢厚生年金の」を加え、同項第六号を削り、同条第三項中「による老齢厚生年金」の下に「（厚生労働大臣が支給するものに限る。以下同じ。）」を「達する場合であつて、」の下に「当該老齢厚生年金の」を加え、同条第四項中「第四十三条第三項」の下に「又はなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第四十三条第三項」を、「場合であつて、」の下に「当該老齢厚生年金の」を加える。

第三十一条の三第一項中「受給権者は、」の下に「当該老齢厚生年金の」を加える。

第三十一条の四第一項中「老齢厚生年金（」の下に「厚生労働大臣が支給するものであつて、」を加え、同条第二項第四号中「公的年金給付」の下に「（厚生労働大臣が支給するものを除く。）」を加え、「当該給付」を「当該公的年金給付」に改める。

第三十二条中「受給権者は、」の下に「当該老齢厚生年金の」を加え、同条の次に次の六条を加える。

（法第四十六条第一項に規定する厚生労働省令で定める日）

第三十二条の二　法第四十六条第一項に規定する厚生労働省令で定める日は、老齢厚生年金の受給権者が法第十四条の規定により被保険者の資格を喪失した日（当該被保険者の資格を喪失し、かつ、被保険者となることなくして被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過した場合に限る。）とする。

（国会議員等となつたときの支給停止の届出）

第三十二条の三　老齢厚生年金の受給権者は、国会議員等となつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所
二　基礎年金番号
三　老齢厚生年金の年金証書の年金コード
四　国会議員等となつた年月日
五　国会議員等である日の属する月における令第三条の六第一項第二号又は第三号に掲げる額
六　所属する議会の名称

2　前項の届書には、同項第四号及び第五号に掲げる事項を明らかにすることができる書類を添えなければならない。ただし、同項の届書に相当の記載を受けたときは、この限りでない。

3　老齢厚生年金の受給権者は、厚生労働大臣から第一項の届書及びこれに添えるべき書類の提出を求められたときは、厚生労働大臣が指定する期限（以下「指定期限」という。）までにこれに応じなければならない。

（国会議員等の標準賞与額に相当する額の届出）

第三十二条の四　国会議員等である老齢厚生年金の受給権者は、期末手当（令第三条の六第二項第二号又は第三号に規定する期末手当をいう。以下同じ。）の支給を受けたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所
二　基礎年金番号
三　老齢厚生年金の年金証書の年金コード
四　支給を受けた年月日
五　支給を受けた期末手当の額